

様式第2号(第5条関係)

番号	該当項目	事業名	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	備考
1	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	公有財産管理事業 (未利用地)	本市では平成30年3月現在で 1,900,948 m <sup>2</sup> の未利用地を保有する。市の管理する未利用地については今後積極的なファシリティマネジメントと利活用の推進が必要不可欠となっている。	1,000	H22	9年	市の公有財産については施設等については「坂東市公共施設等総合管理計画」を定め将来的な管理について方向性を打ち出したが、保有する未利用地についても今後移住定住等を含めた積極的な利活用や売却などについて再検討するものである。	継続
2	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	桜並木整備事業	本市では平成 22 年度より「桜のまちづくり」を目指し取り組んでいる。市の事業としてこれまで約 440 本の桜の植樹のほか、基金の管理及び植樹プレート等の設置・補修、樹木の消毒等を実施している。	1,086	H22	9 年	これまで樹木管理のほかに植樹を実施してきたが、事業開始当初からの計画変更となったため植樹可能用地の減少や維持管理費の増大により、改めて事業の方向性を再検討するものとする。	見直し
3	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	敬老事業(敬老祝金)	本市では合併当初より、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的に、各年8月1日を基準日とし、77歳(喜寿)に1万円、88歳(米寿)に3万円、99歳(白寿)に5万円を敬老祝金として該当者へ支給している。(市税等滞納の場合は対象外)	16,840	H17	14 年	少子高齢化の進行により開始当時と状況は変化しているが、本事業は高齢者が健康増進に努めるとともに、市税等の期限内納付について意識啓発につながることも見込めることから、当面の間事業継続を行う事について、改めて検討を行うものとする。	継続
4	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	事業所交流会事業	本市では平成22年度より地域産業の連携と協力による地域経済活性化を図ることを目的に事業所交流会を実施している。第1回から第6回までは「月見の茶会」として逆井城跡公園において実施していたが、第7回より場所を観光交流センター秀緑へ移して実施し、現在に至っている。	800	H22	9年	開催当初は逆井城跡公園において茶会を楽しみながら事業所交流会として開催していたが、ビジネスマッチングをメインにするなどの理由などにより現在の開催形態としている。現在も飲食主体の形態が続いているが、本事業の開催が参加者間でのビジネスに結びついたとの声もある。今後よりビジネスマッチングに繋がるような方法を検討していく必要がある。	見直し
5	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	ばんどうホコテン事業	ばんどうホコテン事業については平成22年度より岩井地区商店街を中心に歩行者天国として各種イベントを実施。現在は平成30年度より年4回(1月、3月、5月、9月)実施している。	1,800	H22	9年	現在年4回(1月、3月、5月、9月)の歩行者天国を実施している。各方面からの協力のもと開催を実施しているが、開催月により人数が少ないこともあり、内容の見直しを図る必要がある。	見直し
6	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	上水道供給事業	本市の上水道について岩井浄水場および猿島浄水場による供給を行うほか、県西用水の上水を購入し、市内全域へ上水道を供給している。駒込、神田山配水場においては全量を県西用水から受水している。※県西用水：茨城県の上水道	550,250	H17	14 年	現在の岩井浄水場からの供給はほぼ県西用水の契約水量を超えて供給しており、また浄水施設の管理費も大きいものとなっている。今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、これに伴い本事業の見直しを図り、浄水場による供給から県西用水の効率的な利用へ移行し、負担軽減を目指すものである。	見直し
7	5 費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	市浄水場警備事業	坂東市の水道事業については現在夜間警備を実施している。岩井浄水場に 1 名の夜勤者により岩井浄水場、駒込配水場、神田山配水場、猿島浄水場のモニターによる遠方監視を行っている。また岩井浄水場においては軽微な点検をしている。	57,387	H17	14 年	現在の警備委託についてはアラートが発生した際において軽微な対応のみとなるため、多くが職員で対応を行っている状況となっている。このため、今後の夜間警備の在り方等について見直しを実施するものである。	見直し